

リース契約開始前約款

第1条 (定義)

1. 申込書兼契約内容確認書 (以下「申込確認書」という) に記載のお客様を「お客様」という。
2. 申込確認書に記載の販売会社を「会社」という。
3. 以下の各号に定めるいずれかの商品のうち、申込確認書に記載の契約物件を「契約物件」という。
 - ①LED ライトパネル
 - ②前号の他、会社が認める商品
 - ③前各号の付属品

第2条 (適用範囲)

本約款は、お客様が会社を介して契約物件に関するリース契約をリース会社に申込み、会社がお客様に契約物件を提供する業務及びこれに付随する業務に適用するものとする。なお、本約款が申込確認書の本文の内容と矛盾・抵触する場合、申込確認書が優先して適用されるものとする。

第3条 (審査)

お客様は、会社及びリース会社所定の審査により適当と判断された場合に限り、リース契約を利用できるものとする。

第4条 (納入・設置・移設)

1. 会社は、申込確認書に記載の設置場所 (以下「設置場所」という) に契約物件を納入・設置するものとする。
2. お客様が、契約物件を設置場所以外に移設する場合には、事前に会社及びリース会社の承諾を得るものとし、会社又は会社の指定するサービス技術者の立ち会いのもと、お客様が自己の費用負担にて行うものとする。
3. 契約物件の移設によって、会社及び第三者に損害を及ぼした場合、お客様はその損害を賠償するものとする。
4. 会社は、納入・設置後といえども、お客様の責に帰すべき事由により会社に損害が生じる場合又はそのおそれがある場合には、お客様の同意を得ることなく契約物件を移設若しくは撤去する等の行為を行うことができるものとする。

第5条 (検査)

1. お客様は、会社が契約物件を納入・設置したときより7日以内 (以下「検査期間」という) に契約物件の検査を行い、その合格又は不合格について会社に対し通知するものとし、検査合格をもって検査終了とする。
2. お客様が検査期間内に検査結果を会社に対し通知しなかったときは、検査に合格したものとみなすものとする。
3. 契約物件が本条第1項の検査に不合格であったときは、お客様と会社が協議により決定した合理的期間内に、会社は契約物件の修理又は交換を行うものとする。

第6条 (所有権の移転)

契約物件の所有権は、リース契約の手続が完了するまで会社が有するものとし、リース契約の手続完了後に会社からリース会社に移転するものとする。

第7条 (リース料金)

1. 契約物件のリース料金は申込確認書に記載の金額とし、お客様はリース契約の定めに従い、リース会社に対して支払うものとする。
2. リース料金の支払条件の変更は、お客様とリース会社との協議により定めるものとする。

第8条 (第三者委託)

会社は、会社の指定する第三者に、本約款に基づく契約物件の納入・設置の業務を委託することができるものとする。

第9条 (危険負担)

納入・設置前に契約物件の滅失又は毀損が生じた場合、お客様の責に帰すべき事由による場合を除き、会社が危険を負担するものとし、納入・設置後に生じた滅失又は毀損については、会社の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様が危険を負担するものとする。

第10条 (契約不適合責任)

会社は、契約物件の隠れた瑕疵に関しては、その発生の時期に関わらず、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第11条 (修繕、保守)

お客様は、契約物件を善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとする。また、お客様の責任と負担で契約物件の点検整備を行うものとし、契約物件が損傷を受けたときは、その原因の如何を問わずお客様の責任と負担により修繕、修復を行うものとする。

第12条 (責任の制限)

会社は、契約物件の使用によりお客様又は第三者が被った直接的又は間接的な一切の損害 (特別損害を含む) について責任を負わないものとする。

第13条 (不可抗力)

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、政府の行為その他の不可抗力により、会社が本約款に基づく債務の全部又は一部を履行できない場合であっても、会社はその責任を負わないものとする。

第14条 (利用目的)

お客様は、契約物件を自己の事業において継続的に利用するために本約款に基づく契約を締結していることを確認する。

第15条 (合意管轄)

本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条 (信義誠実の原則)

本約款に規定なき事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし当事者協議の上解決するものとする。

改定日：2024年3月1日

以上

現金一括売買契約約款

第1条 (定義)

1. 申込書兼契約内容確認書(以下「申込確認書」という)に記載のお客様を「お客様」という。
2. 申込確認書に記載の販売会社を「会社」という。
3. 以下の各号に定めるいずれかの商品のうち、申込確認書に記載の契約物件を「契約物件」という。
 - ①LED ライトパネル
 - ②前号の他、会社が認める商品
 - ③前各号の付属品

第2条 (適用範囲)

本約款は、会社がお客様に契約物件を売り渡し、お客様が契約物件を買い受ける契約(以下「売買契約」という)及びこれに付随する業務に適用する。なお、本約款が申込確認書の本文の内容と矛盾・抵触する場合、申込確認書が優先して適用されるものとする。

第3条 (審査)

お客様は、会社所定の審査により適当と判断された場合に限り、契約物件を買い受けることができるものとする。

第4条 (売買)

会社は、契約物件をお客様に売り渡し、お客様はこれを買い受けるものとする。

第5条 (納入・設置・移設)

1. お客様が第3条の審査に合格した場合、会社は、申込確認書に記載の設置場所(以下「設置場所」という)に契約物件を納入・設置するものとする。
2. お客様は、契約物件を設置場所以外に移設する場合には、事前に会社へ連絡するものとし、会社又は会社の指定するサービス技術者の立ち会いのもと、お客様が自己の費用負担にて行うものとする。
3. 会社は、納入・設置後といえども、お客様の責に帰すべき事由により会社に損害が生じる場合又はそのおそれがある場合には、お客様の同意を得ることなく契約物件を移設若しくは撤去する等の行為を行うことができるものとする。

第6条 (検査)

1. お客様は、会社が契約物件を納入・設置したときより7日以内(以下「検査期間」という)に契約物件の検査を行い、その合格又は不合格について会社に対し通知するものとし、検査合格をもって検査終了とする。
2. お客様が検査期間内に検査結果を会社に対し通知しなかったときは、検査に合格したものとみなすものとする。
3. 契約物件が本条第1項の検査に不合格であったときは、お客様と会社が協議により決定した合理的期間内に、会社は契約物件の修理又は交換を行うものとする。

第7条 (所有権の移転)

契約物件の所有権は、契約物件の代金全額がお客様から会社に対して支払われた時点をもって、会社からお客様に移転するものとする。

第8条 (契約物件の代金)

契約物件の代金は申込確認書に記載の金額とし、お客様は会社の指定する方法に従って契約物件代金を会社に対して支払うものとする。

第9条 (遅延損害金)

会社は、お客様が契約物件の代金の支払を遅延したときは、お客様に対し支払期日の翌日から完済に至るまで1年を365日とする年率14.6%の割合(年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については366日当たりの割合とする。)による遅延損害金を請求することができるものとする。

第10条 (第三者委託)

会社は、会社の指定する第三者に、本約款に基づく契約物件の納入・設置の業務を委託することができるものとする。

第11条 (危険負担)

納入・設置前に契約物件の滅失又は毀損が生じた場合、お客様の責に帰すべき事由による場合を除き、会社が危険を負担するものとし、納入・設置後に生じた滅失又は毀損については、会社の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様が危険を負担するものとする。

第12条 (瑕疵担保責任)

会社は、契約物件の隠れた瑕疵に関しては、その発生の時期に関わらず、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第13条 (契約の解除)

会社は、お客様が本約款の条項に違反したとき又は契約物件の代金の支払を遅延したときは、何らの通知催告を要せず直ちに売買契約を解除し、会社が被った損害の賠償を請求できるものとする。

第14条 (修繕、保守)

お客様は、契約物件を善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとする。また、お客様の責任と負担で契約物件の点検整備を行うものとし、契約物件が損傷を受けたときは、その原因の如何を問わずお客様の責任と負担により修繕、修復を行うものとする。

第15条 (責任の制限)

会社は、契約物件の使用により、お客様又は第三者が被った直接的又は間接的な一切の損害(特別損害を含む)について責任を負わないものとする。

第16条 (不可抗力)

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、政府の行為その

他の不可抗力により、会社が本約款に基づく債務の全部又は一部を履行できない場合であっても、会社は一切の責任を負わないものとする。

第17条 (利用目的)

お客様は、契約物件を自己の事業に継続的に利用するために本約款に基づく契約を締結していることを確認する。

第18条 (合意管轄)

本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 (信義誠実の原則)

本約款に規定なき事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし当事者協議の上解決するものとする。

改定日：2024年3月1日

以上

旧物件の処分等に関する契約約款

掃に関する法律」その他関係法令に基づく廃棄の責務を負うものとする。

第1章【総則】

第1条（定義）

1. 申込書兼契約内容確認書（以下「申込確認書」という）に記載のお客様を「お客様」という。
2. 申込確認書に記載の販売会社を「会社」という。
3. 申込確認書に記載の契約物件を「契約物件」という。
4. 旧物件一覧表に記載された物件を「旧物件」という。
5. 旧物件に関するリース契約、クレジット契約、売買契約及びその他の契約を「旧契約」という。
6. 旧契約に基づくリース残金、クレジット残金等、旧契約の解約に要する債務を「残債務」という。

第2条（信義誠実の原則）

1. お客様は、旧物件がお客様に使用されているものであることを確認する。
2. 会社が、旧物件の撤去等又は残債務の処理等を行い、旧契約におけるリース会社、クレジット会社又は販売店等より旧物件の返還等何らかの要請があったときは、お客様の責任と負担においてこれを解決するものとする。
3. お客様は、本約款に基づき会社が行う処理について、会社に対して全面的に協力するものとする。

第3条（約款内容の変更）

会社はお客様の承諾を得ることなく、本約款を変更することができるものとする。

第2章【旧物件の処分】

第4条（適用範囲）

本章の規定は、お客様の依頼により、会社がお客様に代わって旧契約の解約手続及び旧物件の撤去等を行う場合に適用されるものとする。

第5条（解約手続）

会社は、お客様の委任状に基づき、お客様が締結している旧契約の解約手続を行うものとする。

第6条（所有権移転）

1. 旧物件が旧契約の定めによりお客様の所有に属する場合、旧物件の所有権は、契約物件の契約手続が完了した時点で、会社に移転するものとする。但し、お客様が会社に対して旧物件の撤去を依頼しないときは、この限りではないものとする。
2. 旧物件が旧契約の定めによりお客様の所有に属さない場合、会社は、お客様に代わって旧物件を所有権者に返還するものとする。この場合において、旧物件の所有権者の承諾が得られたときは、旧物件の所有権は会社に移転するものとする。

第7条（撤去・廃棄）

1. 旧物件の撤去は、前条により旧物件の所有権が会社に移転した場合に行うものとする。
2. 前項の場合、会社は旧物件について、「廃棄物の処理及び清

第3章【旧物件の残債務処理】

第8条（適用範囲）

本章の規定は、お客様の依頼により、会社がお客様に代わって残債務を処理する場合に適用されるものとする。

第9条（処分方法の委任）

お客様は、残債務の処理方法について会社に一任するものとする。

第10条（残債務処理の費用負担）

お客様は、残債務の処理に必要な費用を負担するものとする。

第11条（残債務処理後の残支払債務）

会社が残債務の処理を完了した後、お客様が旧契約に基づき何らかの債務をさらに負担していることが判明したときは、お客様が全額これを負担するものとする。

第4章【旧物件の移設】

第12条（適用範囲）

本章の規定は、お客様の依頼により、会社が旧物件を移設する場合に適用されるものとする。

第13条（移設）

会社は、お客様の依頼により、旧物件を工事依頼書若しくは旧物件一覧表に記載の住所に移設するものとする。この場合において、お客様は、自己の責任をもって旧契約におけるリース会社、クレジット会社又は販売店等に対して連絡するものとする。

第14条（移動設置時の責任負担）

旧物件の移設に際し、会社の故意又は過失に基づかない障害及び破損が発生した場合、会社はお客様に対して一切の責任を負わないものとする。

改定日：2024年3月1日

以上